官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁五）　一

その他告示

○警察庁告示第五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年九月二十五日

警察庁長官　楠　芳伸

馬事公苑

期間	令和八年十月三日	
対象特別要人所在施設の所在地	東京都世田谷区	東京都世田谷区
対象特別要人所在施設の区域	上用賀二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	東京都世田谷区
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	大蔵一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上用賀一丁目から六丁目まで、経堂四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、桜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに二丁目及び三丁目、桜丘一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目並びに四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、桜新町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、新町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、世田谷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、弦巻三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目及び五丁目並びに用賀二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び警視庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。